

令和8年4月10日
東京運輸支局輸送担当

自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の意向調査の実施について 【特別区・武三交通圏】（追加調査）

令和8年2月26日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」1.（1）に基づき、令和8年2月27日付けで、配車アプリデータに基づく特別区・武三交通圏におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数を公表したところ、上記事務連絡1.（2）に基づき、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会から別途申出があり、これらを合算し令和8年3月5日に意向調査をしたところであるが、下記のとおり追加で意向調査を実施します。

記

- ・意向調査実施期間：令和8年4月10日（金）～令和8年4月17日（金）16時
- ・対象事業者：①今後新たに自家用車活用事業を実施する予定のタクシー事業者
②令和8年2月末までに自家用車活用事業の許可を受けており、当該許可の満了後も再度許可を受け、自家用車活用事業を継続予定のタクシー事業者
※自家用車活用事業の実施予定のない事業者は提出不要です

- ・対象の曜日・時間帯及び不足車両数

	曜日	時間帯	車両数
①	月曜日～金曜日	7時台～10時台	2,080台
②	金曜日・土曜日	16時台～19時台	550台
③	土曜日	0時台～4時台	1,020台

- ・車両数について、令和8年3月5日実施の意向調査により既に一部台数を配分しているため、上記すべての台数が配分対象ではありません。

- ・意向調査票の様式：別掲の通り（「意向調査票提出にあたっての注意点」もご確認ください）

- ・意向調査票提出先：令和8年4月17日（金）16時までに、東京運輸支局輸送担当へ
原則電子メールで提出してください。

≪メールアドレス≫ktt-toyo-yusou@ki.mlit.go.jp

以上